

独立行政法人会計基準研究会議事概要

1. 日時

平成26年7月24日(木) 16:00~17:35

2. 場所

中央合同庁舎2号館11階 第3特別会議室

3. 出席者(敬称略)

(1) メンバー等

八木良樹(座長)、村岡富美雄(座長代理)、会田一雄、有沢敏宏、香川勉、梶川融、樫谷隆夫、鈴木豊、岡本義朗、長村彌角、富樫高宏、樋沢克彦

(2) 総務省行政管理局

上村進(行政管理局長)、讃岐建(審議官)、中山光輝(管理官)、坂井憲一郎(企画官)、阿部一貴(副管理官)、菅貞秀太郎(副管理官)

(3) 関係機関

川野豊(財務省主計局公会計室長)、西山博人(同調査官)、園田雅宏(同課長補佐)、北川修(内閣官房行政改革推進本部事務局参事官)

4. 議事

議事1 独立行政法人改革等を踏まえた会計基準等改訂の論点

議事2 質疑応答・意見交換

議事3 今後の進め方

5. 概要

- 冒頭、八木座長から佐藤座長代理が退任し、後任として村岡富美雄氏が座長代理に就任する旨発言があり、村岡座長代理から着任の挨拶があった。
- また、八木座長から人事異動等による構成員の交代の紹介があり、有沢敏宏氏、香川勉氏、富樫高宏氏の紹介があり、それぞれから着任の挨拶があった。
- 「議事1 独立行政法人改革を踏まえた会計基準等改訂の論点」について、事務局から資料に基づき説明があった。
- 「議事1 独立行政法人改革を踏まえた会計基準等改訂の論点」を踏まえた「議事2 質疑応答・意見交換」が行われ、以下の質疑応答・意見があった。

【セグメント情報の開示の充実】

- ・ 論点に「セグメント情報の開示の充実」とあるが、今までも業績評価に資していたものをより一層充実させるものなのか、それとも今までは役立っていなかったものを充実させるという観点なのか、という質問に対し、事務局から会計情報が評価・目標管理に十分に使われていないのではないかという問題意識があるため、目標・評価の指針の検

討内容と併せて議論したいと説明があった。

- ・セグメント情報を充実させる観点として、臨時損益や行政サービス実施コスト計算書の記載があるが、これはセグメント別の損益計算書やセグメント別の行政サービス実施コスト計算書を想定しているのか、という質問に対し、事務局から会計情報が評価に活用できるように、セグメント別の臨時損益や行政サービス実施コストの状況を把握できるようにすることを議論したいと説明があった。
- ・業績評価と会計情報を結びつける仕組みが重要であり、このような方向性で議論したいという意見があった。
- ・今回の会計基準改訂では、閣議決定で求められている「管理会計の導入」はどのように取り扱うのか、という質問に対し、事務局からセグメント情報等の見直しを通じて進めていきたいと説明があった。
- ・「事業等のまとめごと」は詳細に区分するかによって、業績評価の効果が変わるため、「等」はどこまでの範囲なのか、という質問に対し、事務局から「等」は事業部単位や施設単位などが考えられると説明があった。
- ・主務大臣から法人への指示には、事業単位の具体的な目標設定はあるのか、という質問に対し、事務局から目標設定は今回の独立行政法人改革でも議論があり、現在、大臣から法人への目標設定の指針を策定しているため、指針の検討状況等も踏まえ、議論いただきたいと説明があった。
- ・セグメントの分け方等については、民間企業ではベンチマークの設定が重要であるが、独立行政法人においてはどのようにベンチマークを設定しているのか、という質問に対し、事務局から法人の業務類型は様々であるため、制度運営上、それぞれに対応した目標設定を行っており、今回、目標評価の指針を策定しているため、今後の議論の場で説明したいと説明があった。

【予算の見積りと執行実績の開示等】

- ・予算の裏づけがあいまいな企業は業績が悪いことから明らかなように、予算をどう見積もるかについては、しっかりと議論したいと意見があった。
- ・法人において予算編成や実績把握のルールがきちんとしているのか疑問。必要であれば予算編成のルールやガイドラインを示し、法人が内部規定を作る必要があると意見があった。
- ・予算に基づき効率的に実行し予算を節減する法人と、民間企業の収益活動に類似する法人があるため、予算と実績は事業の類型によって異なるべきと意見があった。
- ・運営費交付金を設けた趣旨が法人の独立性を担保することを踏まえると、予算の見積もりと執行実績の開示は、財政規律と自主性・自立性のバランスをどう取るかを踏まえた議論を行なう必要がある、と意見があった。
- ・企業会計では「株主から預かった資金をいかに有効に活用してどう経営成績をあげるか」という観点が重要。しかし、独立行政法人の場合はそのような観点ではなく、予算をいかに有効活用したか、いかに成果を上

げたかという観点が必要。このため、説明責任を求める「著しい乖離」は、「単に費用が少なかった」というだけではなく、「費用を掛けてどれだけの成果を出したか」について考えるべきと意見があった。

【運営費交付金の収益化基準の見直し】

- ・業務達成基準を実現するためには、管理会計的手法の導入が必要。独法のマネジメントにおいても非常に重要な要素になるのではないかと意見があった。
- ・業務達成基準の大前提として、パブリックサービスの成果を客観的に測定することは大きな課題。そのため、会計基準と目標・評価の指針がともに連携を取りながら検討を進めるべきと考えたと意見があった。

【独立行政法人改革を実現するための環境整備】

- ・たな卸資産の資産見返負債の計上は過去も議論したが、当時は、損益が歪められると考えられるレベルの重要なたな卸資産がないことから導入を見送った経緯があるが、法人の現状はどのようになっているのか、という質問に対して、事務局から詳細なデータは持っていないが、議論にあたっては各法人の現状を説明したい、と説明があった。
- ・たな卸資産の資産見返負債の計上に関連して、運営費交付金ではなく、補助金で取得したたな卸資産も資産見返負債が計上されないため、併せて議論いただきたいと意見があった。
- ・法人設立当時から出資金見合いでたな卸資産を保有している場合、損益外処理することになっておらず、現在まで多額の欠損金を計上している例もあるため、併せて議論いただきたいと意見があった。

【独法改革に伴う監査基準の見直し】

- ・現在の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」には、経済性・効率性の記述はあるが、具体的な内容がない。難しい論点ではあるが、経済性・効率性についてはどのような監査を行えるのか議論したいと意見があった。
- ・独立行政法人の会計は、報告用の財務会計と管理会計の両者があって初めて機能するものであるため、会計監査には経済性・効率性等の従来にはない視点が必要。会計監査人は、専門家としてチャレンジングな姿勢で取り組んでいただきたいと意見があった。
- ・金融庁でも企業監査のあり方や、監査報告書のあり方を議論しており、企業会計に準じていることから参照すべきではないか。また、損害賠償責任についても、会社法では「株主代表訴訟制度」として規定されているため、同様の見直しをするかしないかを含めて議論するべきではないかと意見があった。
- ・現在、各法人の経理担当者等の能力の向上を図るため、総務省で啓蒙や研修などの取り組みを行っているのか、と質問に対し、事務局から監事連絡会を設立し、監事監査指針の見直し等を実施しており、今回の独立行政法人通則法改正を踏まえ、関係部分の見直しを進めていきたい、と説明があった。

- ・「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」を定めた当初から、企業における監査基準も適正性の監査から準拠性監査の基準まで拡大されている。このような動向も踏まえて議論して欲しい、と意見があった。

【その他】

- ・これまでの会計基準見直しの議論の中で、両立している行政サービス実施コスト計算書と損益計算書のあり方や、資本金や利益の概念の再整理といった会計基準の抜本的見直しについて、独立行政法人制度の見直しの際に併せて検討すべきとしていた。今回の検討スケジュールに間に合わないとしても、中長期的な課題として考えるべき、と意見があった。
 - ・パブリックセクターの会計基準は勘定科目がバラバラであり、独特の勘定があるなど、非常にわかりづらいものであるため、独立行政法人だけの問題ではないが、国際公会計基準も意識した議論が必要であると意見があった。
- 「議事3 今後の進め方」について、事務局から資料に基づき説明があった。
- 今後の進め方について、案のとおり了承され、今後の独立行政法人会計基準改訂の検討は、総務省の独立行政法人会計基準研究会と財務省の財政制度等審議会の法制・公会計部会との間で設ける共同ワーキングチームで行うこととなった。

(以上)